

- 上場株式のうち、「国内の普通銀行（※1）、保険会社及び事業法人等（※2）」の所有する株式については、上場株式数の10%未満を所有する場合であっても、流通株式から除くこととします。
 - ただし、直近の大量保有報告書等（※3）において保有目的が「純投資」と記載されている株式については、流通株式として取り扱います（5年以内の売買実績が確認できる株主の所有分に限ります。）。
- 役員以外の特別利害関係者（※4）の所有する株式についても、流通株式から除くこととします。
 - 現在、上場審査基準においてのみ除いていますが、上場維持基準においても同様の取扱いとします。

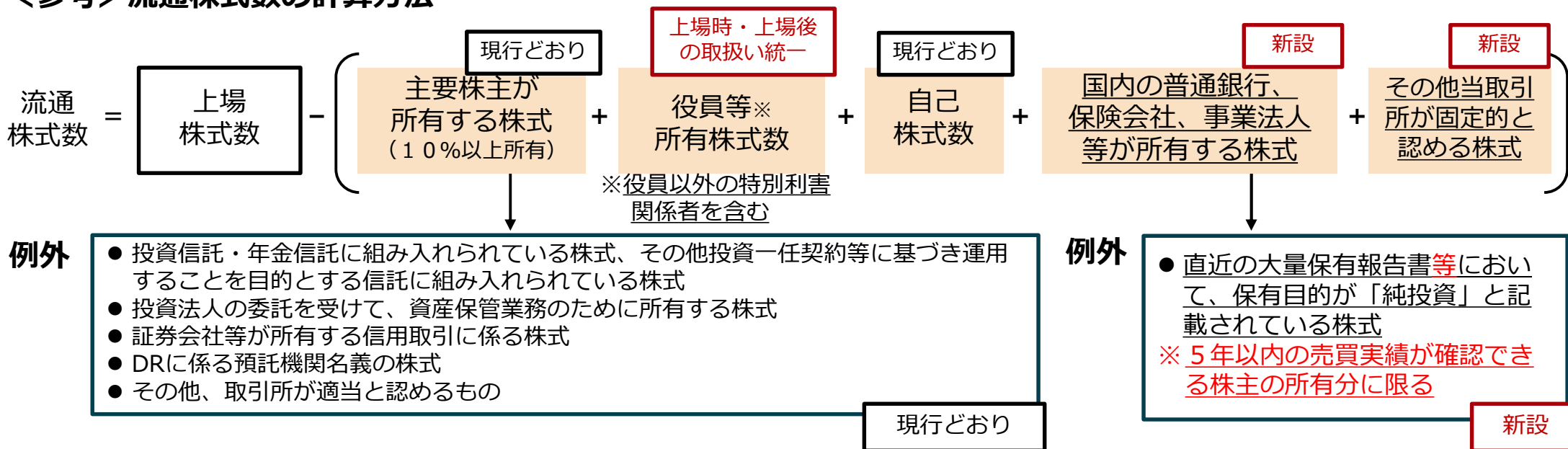
（※1）普通銀行とは、都市銀行や地方銀行を指し、信託銀行・信託口、信用金庫、信用組合、労働金庫、農林系金融機関、政府系金融機関、証券金融会社等は含まないものとします。

（※2）事業法人等は、金融機関及び金融商品取引業者以外のすべての法人を指し、例えば、財団法人・学校法人等の法人も含まれます。

（※3）最近5年間の売買実績及び保有目的を記載した株主作成の書面を含みます。

（※4）特別利害関係者は、①上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、②役員又は前①に掲げる者が議決権の過半数を保有する会社、③上場会社の関係会社及びその役員を指します。

<参考> 流通株式数の計算方法



流通株式に関する上場維持基準又は上場審査基準を満たさない場合において、確認を行う想定です。